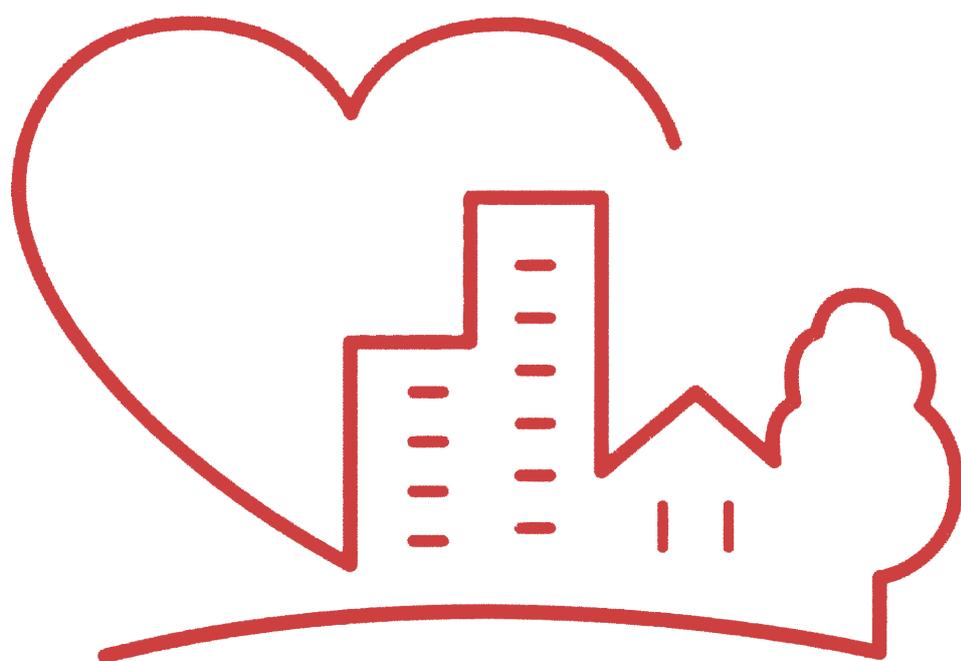


福岡県
福祉のまちづくり条例

手引書



《改訂にあたって》

我が国では、急速な少子化と高齢化が同時進行しています。高齢者や障害者なども含めたあらゆる人々が住み慣れた地域で安心して快適な生活を営むためには、社会参加を困難にしている物理的、制度的、文化・情報面、意識上の障壁（バリア）を取り除く生活環境整備の重要性がさらに増えています。

福岡県では、すべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くことを目的として、平成10年3月に「福岡県福祉のまちづくり条例」、同年7月に、同条例施行規則を制定し、平成11年4月から条例・規則を全面施行しました。

その後、平成18年に福祉のまちづくり条例やハートビル法に関連し、届出・検査が終わった後に不正改造が行われた問題が発覚しました。この問題を契機に、平成19年に条例及び施行規則を改正し、完成後の施設の維持保全や指導監督権限の強化に関する規定等の整備を行い、条例の実効性を確保するとともに、不正改造の再発防止を図ることとしました。

平成23年には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（以下「分権一括法」という。）の制定により関係法律が改正されました。この分権一括法に基づき道路関係の構造基準及び特定公園施設の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い、平成24年に施行規則の一部を改正したところです。

今回、この施行規則の改正を踏まえて、「福祉のまちづくり条例手引書」を改訂しました。

この手引書では、建物、道路、公園等のまちづくり施設を安全かつ快適に利用できるために必要な整備基準や、より高い水準での取り組みを期待して設ける望ましい基準について解説し、「福祉のまちづくり」をより深く理解していただくとともに、事業者や設計者の方々をはじめ、まちづくり、ものづくりに携わる方々に必要となる事項や参考事例等を盛り込んでいます。

福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市町村をはじめ事業者、関係団体及び県民の方々と協力し、総合的に取り組んでいくことが必要です。

この手引書が有効に活用されることにより、だれもが住み良い心豊かな人に優しい福祉のまちづくりが全県で進められることを期待するとともに、皆さまの一層の御理解と御協力をお願いします。

平成25年3月

福岡県

目 次

1. 条例の概要等

1.1. 条例の構成・概要	2
1.2. 条例の対象施設等	4
1.3. 事務手続きの流れ	6
1.4. 条例について	7

2. 基準の解説等

2.1. 標準寸法と適用等	10
2.2. まちづくり施設別基準適用一覧(建築物編)	14
2.3. 解説ページの見方	22
2.4. 整備基準等の解説	24

3. 参考資料	140
---------	-----

細目次《2.4. 整備基準等の解説》

〔1. 建築物〕

1.1. 出入口	24
1.2. 廊下その他これらに類するもの	30
1.3. 階段	40
1.4. 昇降機	42
1.5. 便所	46
1.6. 駐車場	56
1.7. 敷地内通路等	58
1.8. 車いす利用者用客室	66
1.9. 条例附置施設	68
1.10. 設置時の基準	74

〔2. 道路〕

2.1. 歩道（全般）	88
2.2. 歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分	90
2.3. 歩道を横断する車両出入口	92
2.4. 視覚障害者用床材	94
2.5. 立体横断歩道施設	96
2.6. 視覚障害者用信号機	98
2.7. 乗車場	100
2.8. 案内表示	102
2.9. 休憩所	104

〔3. 公園〕

3.1. 出入口	106
3.2. 園路	108
3.3. 階段	110
3.4. 傾斜路（主要動線）	112
3.5. 視覚障害者用床材等	114
3.6. 野外テーブル	116
3.7. 飲用水栓	118
3.8. 手洗場	120
3.9. 駐車場（車いす利用者用駐車施設）	122
3.10. 休憩所等	124
3.11. 管理事務所	124
3.12. 便所（福祉型便所）	126
3.13. 案内表示	128
3.14. 屋根付き広場	130
3.15. 野外劇場	132
3.16. 野外音楽堂	132

〔4. 路外駐車場〕

4. 1. 車いす利用者用駐車施設	134
4. 2. 路外駐車場移動円滑化経路	134

〔5. 住宅開発団地〕

5. 1. 団地内歩道	136
5. 2. 団地内公園	137

細目次 《3. 参考資料》

3. 1. 条例等	
3. 1. 1. 福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第4号）	140
3. 1. 2. 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則 （平成10年福岡県規則第41号）	146
チェックリスト	179
3. 1. 3. 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 道路の構造に関する基準を定める条例 （平成24年福岡県条例第61号）	205
3. 1. 4. 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）	208

1 条例の概要等

1. 条例の概要等

1. 1. 条例の構成・概要

第1章 総則	第1条 (目的)	高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くこと。			
	第2条 (定義)	①高齢者、障害者等	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者		
		②まちづくり施設	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設		
		③公共輸送車両等	一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等		
第3条 ～ 第6条 (各者の役割)	④施設等	まちづくり施設及び公共輸送車両等			
	第3条 (県の役割)	第4条 (市町村の役割)	第5条 (事業者等の役割)	第6条 (県民の役割)	
	① 基本的かつ総合的な施策の策定及び実施	① 区域の状況に応じた施策の策定及び実施	① 事業活動全般での福祉のまちづくりへの取り組み	① 福祉のまちづくりに関する理解と福祉のまちづくりへの積極的取り組み	
	② 設置又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備		③ 専門家による施設設置事業者への助言等	② 高齢者、障害者等の施設利用の妨げになる行為の禁止	
第2章 福祉のまちづくりに関する施策	県の施策の基本方針等				
	第7条 (県の施策の基本方針)	① 高齢者、障害者等に対する理解と福祉のまちづくりへの積極的参加のための県民意識の高揚			
		② 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるための施設等の整備促進			
	第8条 ～ 第11条 (各施策)	第8条（啓発活動の推進等）			
第9条（調査及び研究）					
第10条（推進体制の整備）					
第11条（財政上の措置）					
第2節	市町村の福祉のまちづくりに関する計画				
	第12条 (同計画)	① 市町村による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等整備の実施に当たっての基本的事項を定める計画（＝整備基本計画）→市町村は策定の努力義務を有する。 ② 市町村による整備基本計画策定の公表 →市町村は整備基本計画を策定又は変更した場合速やかに公表する義務を有する。			
第3節	表彰				
	第13条 (表彰)	知事による福祉のまちづくりに関して著しい功績のあったものに対する表彰			

<p>第1節 整備基準への適合等</p>	<p>第14条 (整備基準) ①整備基準 不特定かつ多数の者がまちづくり施設を安全かつ快適に利用することが可能となる整備すべき基準</p> <p>②「望ましい基準」 より高いレベルの基準</p> <p>第14条 ～ 第16条 (適合義務等)</p> <p>第15条 (まちづくり施設の新築等) 対象: 「新築、新設、増築、改築、用途の変更等をしようとするとき」 →整備基準への適合【義務】</p> <p>第16条 (まちづくり施設の維持保全等) 対象: 「整備基準に適合している部分」 →整備基準への適合維持【義務】 「整備基準に適合していない部分」 →整備基準への適合【努力】</p>
<p>第3章 第2節 まちづくり施設等の整備</p>	<p>第17条 (届出等) 対象: 「まちづくり施設のうち規模・用途等により特定したものの新築等」</p> <p>→届出を行わずに着工した場合 →20条適合状況報告 →20条適合状況報告をしない場合 →22条勧告</p> <p>↓ 不適合</p> <p>第17条 (知事の指導・助言)</p> <p>→届出の結果に基づく指導に正当な理由なく従わない場合 →22条勧告</p> <p>↓</p> <p>第18条 (工事完了の届出)</p> <p>→工事完了の届出を行わない場合 →21条立入調査 →整備基準に適合していないとき →指導 →22条勧告</p> <p>↓</p> <p>第17条 ～ 第23条 (手続等)</p> <p>第19条 (完了検査等)</p> <p>→完了検査の結果に基づく指導に正当な理由なく従わない場合 →22条勧告</p> <p>第20条 (適合状況の報告等)</p> <p>→適合状況の報告に基づく指導に正当な理由なく従わない場合 →22条勧告</p> <p>第21条 (立入調査等)</p> <p>→立入調査の結果に基づく指導に正当な理由なく従わない場合 →22条勧告 →正当な理由なく立入調査を拒むなどした場合 →22条勧告</p> <p>第22条 (勧告)</p> <p>→正当な理由なく勧告に従わない場合 →23条公表</p> <p>第23条 (公表)</p>
<p>第3節</p>	<p>適合証の交付等</p> <p>第24条 (適合証の交付) 整備基準適合 → 適合証 望ましい基準適合 → 優良適合証</p> <p>第25条 (適合証の返還等) 適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していない場合 →必要な指導又は適合証の返還</p>
<p>第4節</p>	<p>公共輸送車両等の整備</p> <p>第26条 (公共輸送車両等) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる公共輸送車両等の整備 →公共輸送車両等の所有者又は管理者は当該整備の努力義務を有する。</p>
<p>第4章 雑則</p>	<p>第27条(国等に関する特例) ①国等に関する「第3章第2節(特定まちづくり施設の整備)の除外」 ②国等に関する「まちづくり施設の整備基準への適合状況の報告請求」</p> <p>第28条(市町村条例との関係) 市町村条例が制定された場合の「手続」の適用除外</p> <p>第29条(委任) 条例の施行に必要な事項の規則への委任</p>

1. 2. 条例の対象施設等

条例の対象とする「施設等」とは、条例第2条に規定する「まちづくり施設」及び「公共輸送車両等」であり、県や市町村・事業者はその整備に努める義務等を、また県民はその利用の妨げになる行為を行わない義務等を有しています。

また、条例においては、その施設等の中の「まちづくり施設」の整備に関する水準として「整備基準」及び「望ましい基準」を定めるとともに、まちづくり施設の中の「新築等」について「整備基準を遵守する義務」を課しています。さらに、規模等により特定したまちづくり施設（＝「特定まちづくり施設」）については、「新築等を行う場合の知事への工事着工前の届出」を行う義務などを規定し、整備の実効性を上げる方策が設けられています。（「新築等」とは、「建築物」については新築、増築、改築及び用途変更を、「道路・公園」については新設及び改良事業等を、「公共交通施設、路外駐車場、住宅開発団地」については新設及び改良を指します。）

別表第1（第3条第1項関係）

まちづくり施設	特定まちづくり施設
1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第26条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設として別に定めるもの	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
2 保健所、税務署、警察署、消防署、市町村保健センターその他の官公庁施設及び郵便局	
3 博物館、美術館、資料館、図書館、研修所、学校（専修学校、各種学校及び自動車教習所を含む。）その他の教育文化施設	
4 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル、乗船場、航空ターミナルその他の公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	
5 地下街、公共用歩廊	
6 公衆便所	
7 病院、診療所その他の医療施設	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が300平方メートル以上のもの
8 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の娯楽施設	
9 集会所、公会堂、隣保館、公民館、結婚式場、葬祭場、火葬場その他の集会施設	
10 展示場（ショールームを含む。）	
11 ホテル、旅館その他の宿泊施設	
12 飲食店、料理店、ダンスホール、カラオケボックスその他の飲食・遊興施設	
13 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他の金融機関その他これらに類するサービス業を営む施設	
14 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの
15 体育館、水泳場、ボート場、スケート場その他のスポーツ施設及びマージャン店、パチンコ店その他の遊技施設	
16 公衆浴場	
17 一般公共の用に供される自動車車庫	
18 共同住宅、寄宿舍その他の共用部分を有する居住施設（以下「共同住宅等」という。）	
19 事務所	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が2,000平方メートル以上のもの
20 工場	
21 前各号の複合建築物	

別表第2（第3条第1項関係）

区 分	まちづくり施設	特定まちづくり施設
1 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
2 公園施設	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
3 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）	左欄に掲げる施設のうち、駐車場の用に供する部分の面積が500平方メートル以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（別表第1で定める特定まちづくり施設の駐車場に該当するものを除く。）
4 住宅開発団地	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条に規定する土地区画整理事業により開発される住宅団地その他の主として住宅の用に供する目的で開発される団地	左欄に掲げる施設のうち、開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの

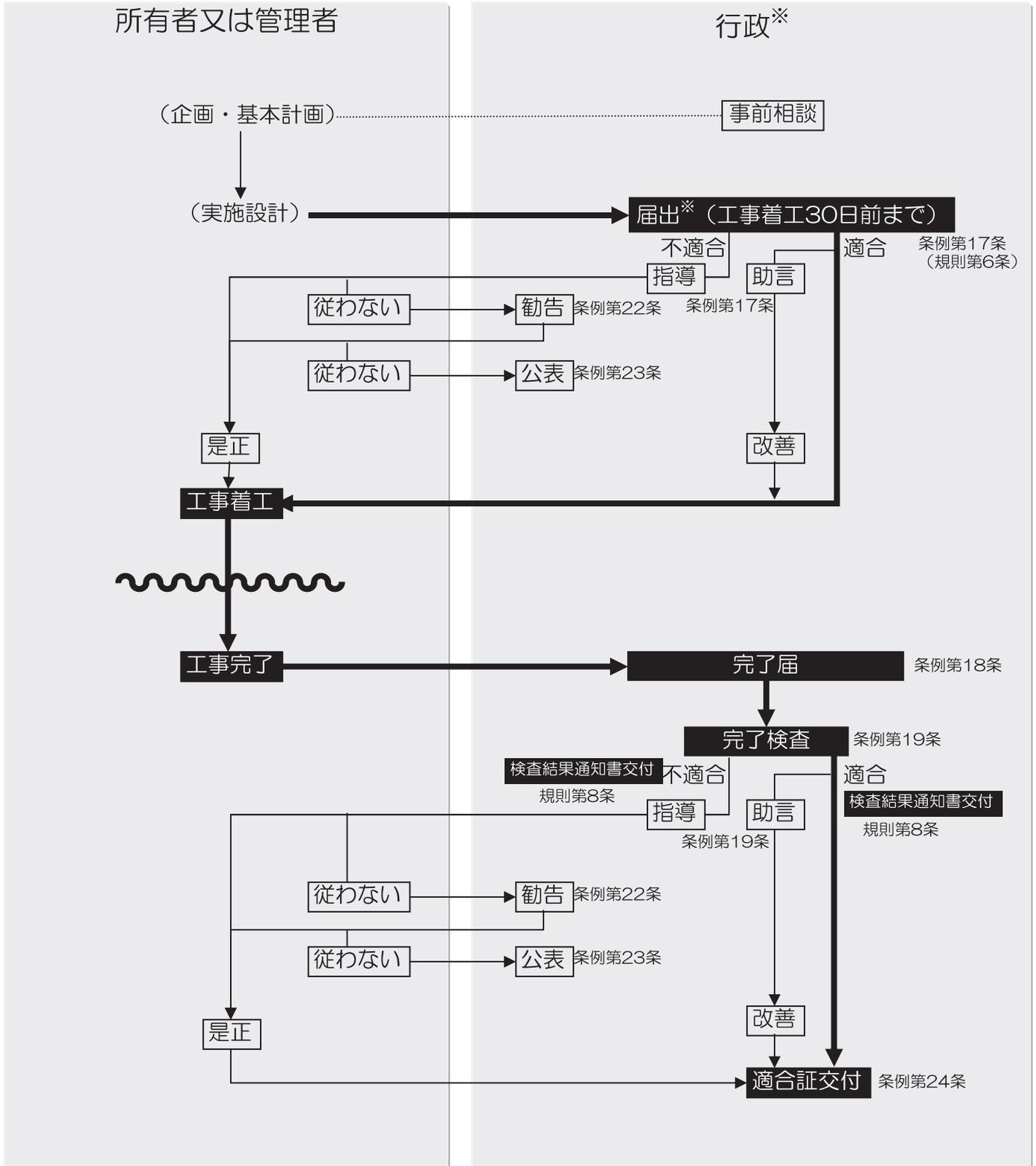
別表第3（第3条第2項関係）

公共輸送車両等

区 分	車 両 等
鉄道車両・軌道車両	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両
バ ス 車 両	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）
船 舶	海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶
航 空 機	航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機

1. 3. 事務手続きの流れ

【新築等】



※届出先は福岡県、北九州市、久留米市、大牟田市です。（詳細は8ページを参照ください。）

1. 4. 条例について

福岡県では、平成10年4月1日から「福岡県福祉のまちづくり条例」を施行し、平成11年4月1日から建築物の新築などの際に事前の届出が必要となっています。

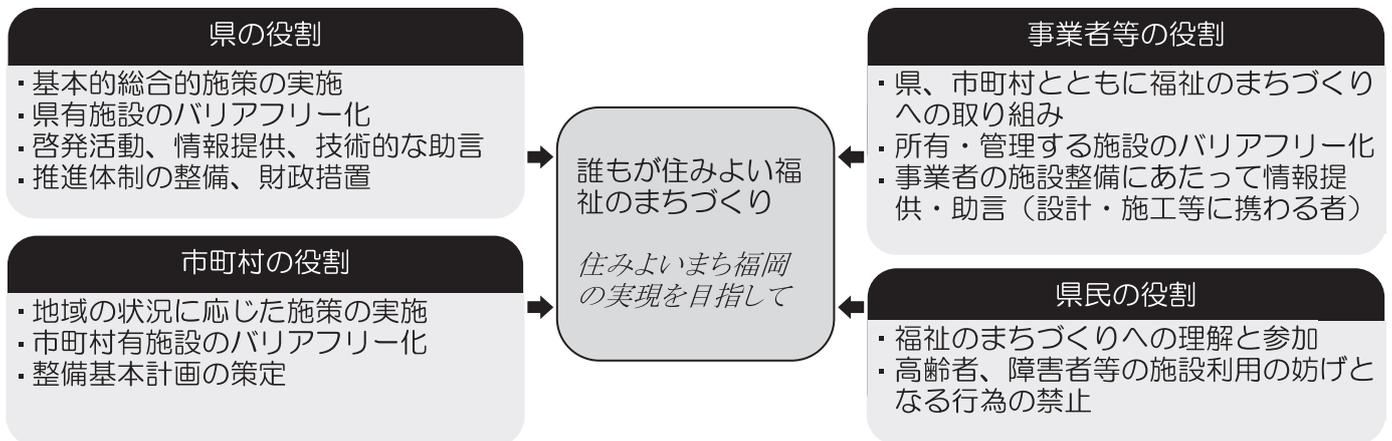
この条例は、高齢者や障害者などが他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念としています。

この基本理念に基づき、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などをはじめすべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済などあらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的としています。

◎解説

ポイント1

福祉のまちづくりを推進するためには、県民、事業者、行政が一体的に取り組むことが必要です。このため、県、市町村、事業者等、県民のそれぞれの立場での役割を定めています。



ポイント2

生活環境をだれもが使いやすいものにするため、整備すべき施設やその整備基準を定めています。

- ① 不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、路外駐車場、住宅開発団地など整備の対象となる施設を「まちづくり施設」と定め、このうち用途や規模などに応じて新築、増改築などを行う場合に届出が必要な施設を「特定まちづくり施設」と定めています。（整備対象施設は、「1. 2. 条例の対象施設等」を参照してください。）
- ② 「まちづくり施設」及び「特定まちづくり施設」について、出入口、廊下、スロープ、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内通路、客室、手すり、視覚障害者用床材などの整備箇所ごとに「整備基準」及び「望ましい基準」を定めています。

◆整備基準・望ましい基準

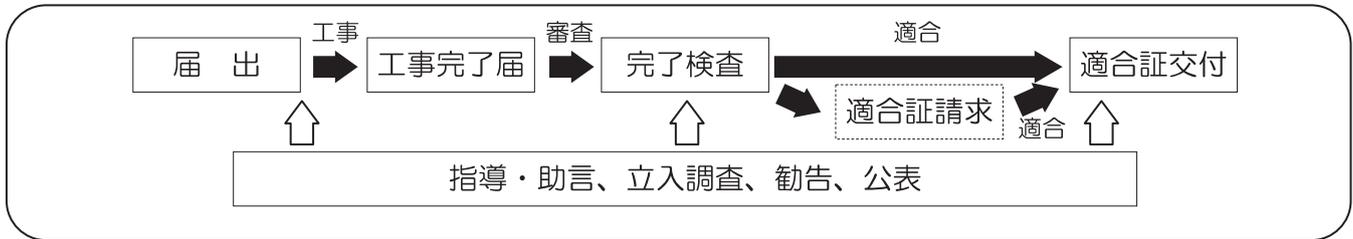
整備基準	だれもがまちづくり施設を安全かつ快適に利用できるための必要な基準です。まちづくり施設の新築、増改築などの場合は適合させなければなりません。また、整備基準に適合させた後は適切に維持管理をしなければなりません。既存施設等で整備基準に適合していない部分については、適合するよう努める必要があります。
望ましい基準	将来達成すべき目標をあらかじめ示し、より高い水準での取り組みを期待して設定する基準です。

ポイント3

特定まちづくり施設の「新築等」を行う場合には、事前の届出が必要となります。県は必要に応じて助言、指導、勧告及び公表を行います。

「新築等」とは、「建築物」については新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え、用途変更を、「道路・公園」については新設及び改良事業等を、「公共交通施設、路外駐車場、住宅開発団地」については、新設及び改良を指します。

◆新築・増改築時の届出などの流れ



※勧告、公表は指導に従わない場合で、かつ悪質な場合に行います。
 [適合証請求] は、増改築の場合。

◆福岡県福祉のまちづくり条例適合証

適合証は、基準に適合した施設に対して交付されます。



◆届出先

建築物	県の各県土整備事務所建築指導課 (北九州市域、久留米市域、大牟田市域は各市役所)
路外駐車場	県の都市計画課 (市域は各市役所)
住宅開発団地	県の都市計画課 (北九州市域、久留米市域(土地区画整理事業を除く。))は各市役所)

※ 福岡市域については、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づく手続きとなり、窓口は福岡市となります。

2

基準の解説等

2. 基準の解説等

2. 1. 標準寸法と適用等

移動や利用の安全性や快適性を確保する目的から多様な項目について基準を定めています。

なかでも、安全性や快適性以前に、移動や利用の可能性を決定してしまうことの多い空間の大きさに関わるものについては、幅や高さ・奥行き・段差・勾配など、多岐にわたり、まちづくり施設全般に対して定められているところです。

それらの寸法については、基本的に、車いす使用者が支障なく移動したり利用したりできることを目的としました。これは、動作のための必要空間について最も高い要求を持つ車いす使用者に配慮して整備することが、ひいては、高齢者、障害者等をはじめ、すべての人に対しても使いやすいものとなることが多いと考えられるためです。

各種の通路、出入口、廊下等で規定する【幅】については、次のように、JIS規格やバリアフリー法での寸法を標準として検討し、整備基準や望ましい基準に適用しています。

※「65cm」／車いす使用者の幅

JIS規格で大型手動車いすの幅を63cmとしていることや、車いすに人が座った場合の幅（人間工学的寸法）が65cmとされることなどから、車いす使用者の幅65cmをモデルとしました。

① 80cm／車いすで通過できる最低幅

バリアフリー法では車いす使用者が通過できる最低限の幅を80cmとしていることから、車いす使用者の幅65cmから15cmの余裕幅をもった80cmを、出入口等の幅の最低水準として採用しました。

② 85cm／客席スペースの最低幅

車いす使用者の幅65cmから両側10cmの余裕幅をもった85cmを、観覧席等の客席スペースの幅として採用しました。

③ 90cm／車いすで通過しやすい幅

手動車いすを操作するためには車輪の外側に取り付けられたハンドリムを手で回転させなければならないため、肘が壁にぶつからないためのスペースや、多少の振れ幅を考慮して、車いす使用者の幅65cmから25cmの余裕幅をもった90cmを、廊下等の幅の最低水準として採用しました。

④ 120cm／車いすで通行しやすい幅

車いす使用者が通行する際、横向きの人とのすれ違いに必要な余裕幅を55cmとして、また、松葉杖二本使用者が円滑に通過できる幅として、廊下等について多く採用しました。

⑤ 140cm／車いすで方向転換できる寸法

車いす使用者が180度方向転換できる最低幅として、また車いす使用者と人（前向き）がすれ違うために最低必要な余裕幅70cmを満たす水準として、120cmの次の水準として採用しました。

⑥ 150cm／車いすで転回できる寸法

車いす使用者が360度転回できる最低幅として、また車いす使用者と人がすれ違いやすい水準として、さらに松葉杖二本使用者が円滑に通行できる幅として、踊場等を中心に採用しました。

⑦ 180cm／車いすで転回しやすい寸法

車いす使用者が転回しやすい、また車いす使用者同士がすれ違いやすい寸法として望ましい基準に多く採用しました。

⑧ 200cm／歩道の有効幅員

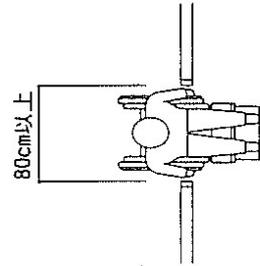
平成5年の道路構造令の改正により車いす使用者と2名通行を想定して設定された幅員200cmを参考に歩道幅員の最低水準として採用しました。

標準寸法の適用例【幅】

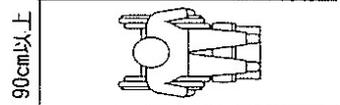
●:整備基準に適用、◎:望ましい基準に適用

cm以上	建築物							旅客施設				道路	公園						
	各種出入口	廊下等	廊下等に設ける傾斜路等	階段	エレベーターの出入口	福祉型便房の出入口	車いす使用者用駐車施設	敷地内通路	敷地内通路に設ける傾斜路等	車いす使用者用観覧スペース等	出入口・改札口	通路	傾斜路	エレベーターの乗降ロビー	エレベーターの出入口	歩道	出入口	園路	階段
80	●			●		◎				●			●				◎		
85									●										
90	◎		●	◎				●	◎	●	●	●					◎		◎
120	◎	●	◎	●			●	◎	◎	●	●	●					◎	●	◎
140		◎					●				●								
150			◎	◎	●			◎					●						
180		◎			◎		◎							●			◎	●	
200															●				

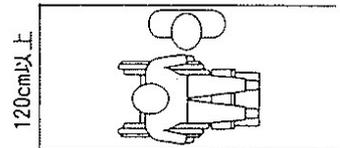
①車いすで通過できる最低幅



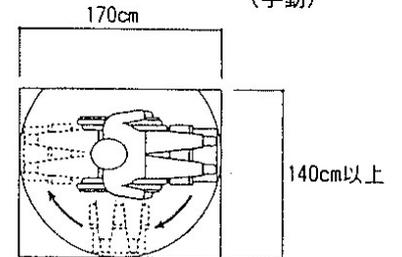
③車いすで通過しやすい幅



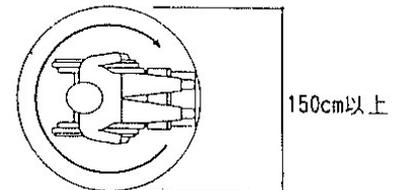
④車いすで通行しやすい幅



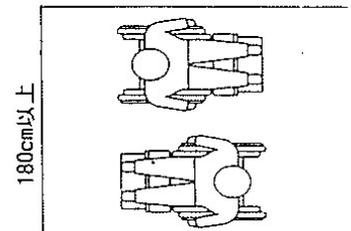
⑤車いすで方向転換できる寸法 (手動)



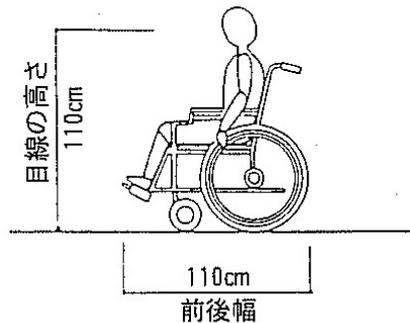
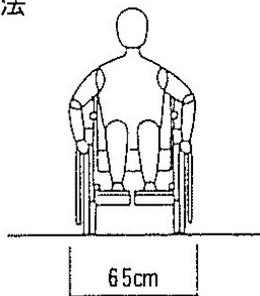
⑥車いすで回転できる寸法 (手動)



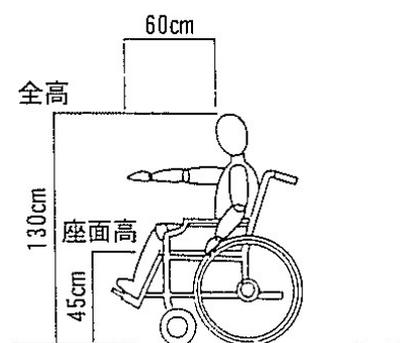
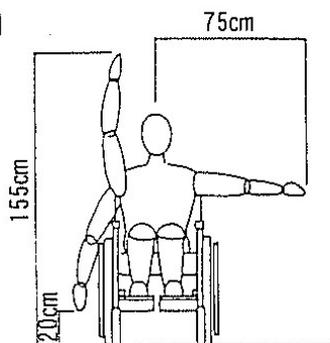
⑦車いすですれ違いやすい幅



人間工学的寸法



手の届く範囲



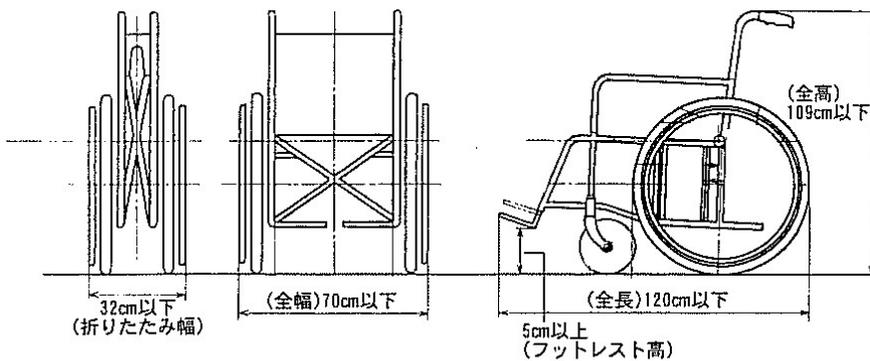
○車いすの寸法

〔手動車いすの寸法：JIS T 9201〕

車いすの形状・寸法はJIS規格（日本工業規格）により定められています。その分類は主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分けられます。自走用には、標準型、座位変換型、スポーツ型、特殊型があり、介助用には標準型、座位変換型、浴用型、特殊型があります。

車いすの全幅は70cm以下となっていますが、日本国内の建築関係の現状を考慮し、当分の間65cm以下が推奨されています。また、JISでは、車いすの座面の高さについては規定はありませんが、介助用車いすでは、自力移動を助けるために座面の高さが低くなっているものがあり設計の際には配慮が必要です。

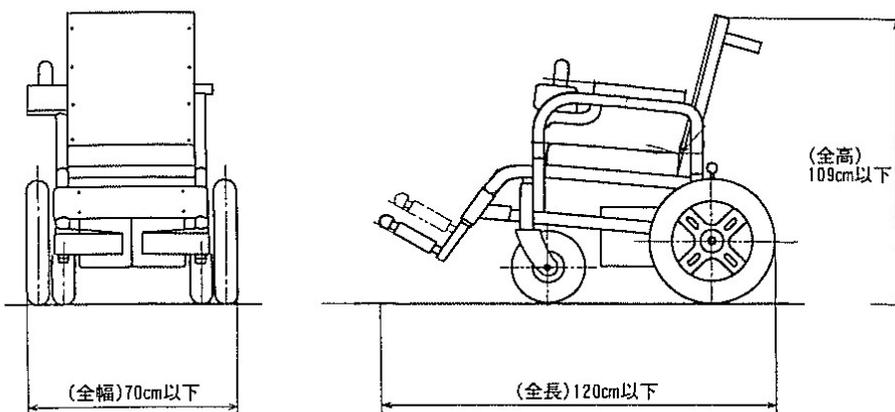
自走用標準型の例



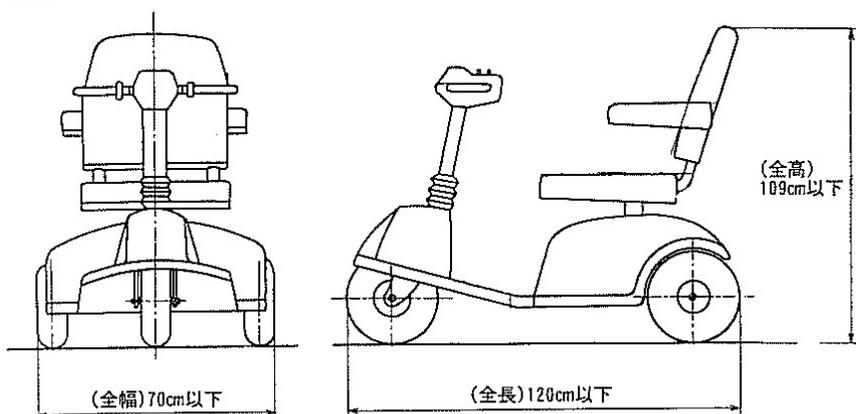
〔電動車いすの寸法：JIS T 9203〕

電動車いすの寸法はJIS規格により定められています。形式は自操用と介助用に分けられ、自操用は標準型、ハンドル形、座位変換形、簡易形、特殊形があり、介助用は標準型、簡易形、特殊形があります。

自操用標準型



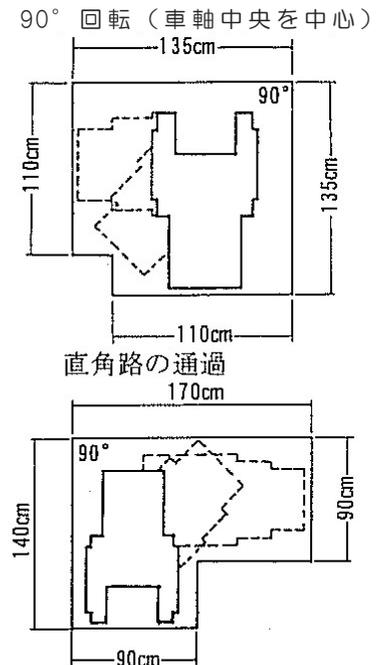
自操用ハンドル型



○車いすの使用時の動作寸法

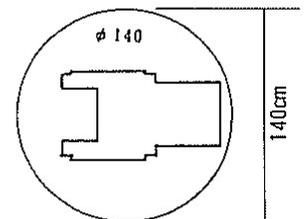
〔手動車いすの最小動作空間〕

※180°回転 360°回転は全頁参考

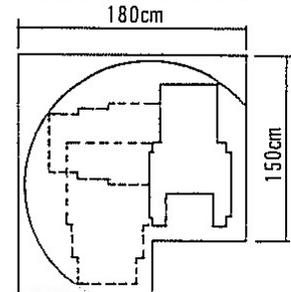


〔電動車いすの最小動作空間〕

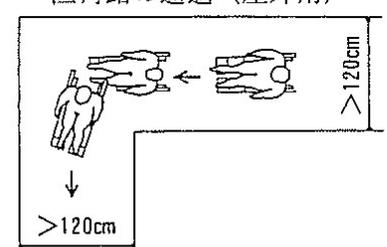
360°回転（車軸中央を中心）



180°回転（車軸中央を中心）



直角路の通過（屋外用）



建築物等における利用者への配慮について

まちづくり施設は、体の自由がきかない人、乳幼児同伴の人など様々な人が利用します。利用者の特性や利用上の制約に配慮した計画が求められます。

利用者	配慮事項								
①高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢による移動の困難、視認性の低下等への対応が求められる。 ・機器類の操作性への対応が必要である。 								
②身体障害者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 459 593 629"> 肢体不自由者（車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等） </td> <td data-bbox="593 459 1463 629"> <ul style="list-style-type: none"> ・高低差がバリアとなるので、上下移動や、段差の処理を行う。 ・ボタン、機器類の操作性、位置等への配慮が必要。 ・上肢障害者では、設備や器具等の操作の容易性にも配慮する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 629 593 875"> 視覚障害者（全盲、弱視） </td> <td data-bbox="593 629 1463 875"> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚情報を体感、聴覚等の情報として伝達する必要がある。 ・必要な安全確保、誘導、注意喚起等のため、視覚障害者用ブロックや音声等を適切に配置することによって対応する。 ・視覚障害者用ブロックの敷設方法、スイッチ、ボタン類等の配置、形状の統一化、標準化が求められる。 ・ガイド、ヘルプ等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 875 593 999"> 聴覚障害者（聾者、難聴者） </td> <td data-bbox="593 875 1463 999"> <ul style="list-style-type: none"> ・音情報を視覚情報に変える対応（設備）が求められている。 ・手話通訳等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた設備や人的対応が必要である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 999 593 1137"> 内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、膀胱等人工臓器装着者） </td> <td data-bbox="593 999 1463 1137"> <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓、心臓、呼吸器障害は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である。 ・人工臓器装着者への対応は、特に便所設備での配慮が求められている。（オストメイト対応） </td> </tr> </table>	肢体不自由者（車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・高低差がバリアとなるので、上下移動や、段差の処理を行う。 ・ボタン、機器類の操作性、位置等への配慮が必要。 ・上肢障害者では、設備や器具等の操作の容易性にも配慮する必要がある。 	視覚障害者（全盲、弱視）	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚情報を体感、聴覚等の情報として伝達する必要がある。 ・必要な安全確保、誘導、注意喚起等のため、視覚障害者用ブロックや音声等を適切に配置することによって対応する。 ・視覚障害者用ブロックの敷設方法、スイッチ、ボタン類等の配置、形状の統一化、標準化が求められる。 ・ガイド、ヘルプ等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である。 	聴覚障害者（聾者、難聴者）	<ul style="list-style-type: none"> ・音情報を視覚情報に変える対応（設備）が求められている。 ・手話通訳等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた設備や人的対応が必要である。 	内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、膀胱等人工臓器装着者）	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓、心臓、呼吸器障害は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である。 ・人工臓器装着者への対応は、特に便所設備での配慮が求められている。（オストメイト対応）
肢体不自由者（車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・高低差がバリアとなるので、上下移動や、段差の処理を行う。 ・ボタン、機器類の操作性、位置等への配慮が必要。 ・上肢障害者では、設備や器具等の操作の容易性にも配慮する必要がある。 								
視覚障害者（全盲、弱視）	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚情報を体感、聴覚等の情報として伝達する必要がある。 ・必要な安全確保、誘導、注意喚起等のため、視覚障害者用ブロックや音声等を適切に配置することによって対応する。 ・視覚障害者用ブロックの敷設方法、スイッチ、ボタン類等の配置、形状の統一化、標準化が求められる。 ・ガイド、ヘルプ等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である。 								
聴覚障害者（聾者、難聴者）	<ul style="list-style-type: none"> ・音情報を視覚情報に変える対応（設備）が求められている。 ・手話通訳等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた設備や人的対応が必要である。 								
内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、膀胱等人工臓器装着者）	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓、心臓、呼吸器障害は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である。 ・人工臓器装着者への対応は、特に便所設備での配慮が求められている。（オストメイト対応） 								
③知的障害者、精神障害者及び発達障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示のわかりにくさ等の負担の原因となる様々な制約を受けるため、建物の用途、運営方法に応じた建築的な対応が必要である。 								
④児童、乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保が重要である。 ・低い位置からの視認性、操作性を配慮した設計が求められる。 ・乳幼児では、保護者同伴の場合が大半であると考えられ、建築的な対応については、保護者への対応も必要となる。便所等では乳幼児を伴っている者が男性、女性両者の場合があることに配慮する必要がある。（例：便所のベビーチェア、オムツ交換用シートの設置は、男女両方の便所に設置） ・乳幼児を同伴する際のベビーカー利用に対しても配慮する必要がある。 								
⑤妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である。 ・足元が見えない、前かがみの姿勢・しゃがみが難しいなどの動作困難があることに配慮する必要がある。 								
⑥上記以外の県民	<ul style="list-style-type: none"> ・体の寸法には個性があり、また、誰でもけが・病気等によって一時的に障害が生じる可能性がある。このため、様々な障害に対する配慮をすることで、上記以外の県民にも使いやすい建物となる。 								

2.2. まちづくり施設別基準適用一覧(建築物編)

本表は、まちづくり施設別に適用される基準を確認できるように作成した早見表です。

基準の詳細な内容については、規則及び解説のページをご参照ください。

条例対象施設(まちづくり施設・建築物)

1	2	3-1	3-2	3-3	5	6
社会福祉施設	官公庁施設	教育文化施設その1	教育文化施設その2	教育文化施設その3	地下鉄・公共用歩廊	公衆便所
	郵便局等	3-2, 3以外	特別支援学校	3-2を除く学校		

届出対象規模(特定まちづくり施設) →

面積に関係なくすべてのもの

整備箇所		整備内容			「●整備基準」「○望ましい基準」の概要と適用						
出入口	1.1. 直接地上へ通ずる出入口	① 有効幅員	● 80cm以上。	◎ 90cm以上。(最低1カ所を120cm以上。)	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		② 戸の構造	● 自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	◎ 120cm以上の建物出入口のうち最低1カ所は自動開閉とし、その他は同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		③ 段差	● 車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
	1.2. 車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口	① 有効幅員	● 80cm以上。	◎ 90cm以上。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		② 戸の構造	● 自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		③ 段差	● 車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
	1.3. 各室出入口	① 有効幅員	● 80cm以上。	◎ 90cm以上。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		② 戸の構造	● 自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。開閉時に廊下等に突出しない構造。前後に高低差がないこと。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		③ 段差	● 車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
廊下等	2.1. 廊下等(全般)	① 床面の仕上げ	● 粗面または滑りにくい材料。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		② 段差	● 段差の整備基準に準拠。	◎ 階段の望ましい基準に準拠。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
	2.2. 建物出入口と室出入口を結ぶ廊下と大規模居室内の主要な通路等	① 有効幅員	● 120cm以上。	◎ 180cm以上。ただし、末端付近(共同住宅等を除く)及び50m以内ごとに車いすどうしがすれ交る構造の部分を設ける場合は140cm以上で可。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		② 車いすの転回スペース	● 末端付近(共同住宅等を除く)を車いすの転回に支障のない構造とし、かつ50m以内ごとに車いすの転回が可能な構造の部分を設置。	—	●	●	●	●	●	●	●
		③ 高低差のある場合	● 整備基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	◎ 望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		④ 水平部分	● 整備基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	◎ 望ましい基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		⑤ 壁面の配慮	—	◎ 壁面の突出物の解消。やむを得ない場合は視覚障害者の通行に支障のない措置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		⑥ 休憩設備	—	◎ 建築物利用者が休憩するための設備を適切な位置に設置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2.3. 建物出入口と受付等を結ぶ廊下等	① 視覚障害者の誘導	● 最低1経路に、視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	◎ 視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。(近接した建物出入口がある場合はそのうち1カ所が対象。)	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
	2.4. 傾斜路及び踊場	① 有効幅員	● 120cm以上。(段併設の場合は90cm以上。)	◎ 150cm以上。(段併設の場合は120cm以上。)	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		② 勾配	● 1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	◎ 1/12以下	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		③ 踊場	● 傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		④	—	◎ 傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		⑤ 手すり	● 傾斜路には手すりを設置。	◎ 傾斜路には両側に手すりを設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		⑥ 表面の仕上げ	● 粗面又は滑りにくい材料。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
⑦ 識別性		● 傾斜路は、踊場及び接する廊下等の色と大きな明度差をつける等で識別しやすいもの。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
⑧ 注意喚起用床材		● 上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	

本表は、まちづくり施設別に適用される基準を確認できるように作成した早見表です。

基準の詳細な内容については、規則及び解説のページをご参照ください。

条例対象施設（まちづくり施設・建築物）						
1	2	3-1	3-2	3-3	5	6
社会福祉施設	官公庁施設	教育文化施設その1	教育文化施設その2	教育文化施設その3	地下鉄・公共用歩廊	公衆便所
	郵便局等	3-2, 3以外	特別支援学校	3-2を除く学校		

届出対象規模（特定まちづくり施設）→

面積に関係なくすべてのもの

整備箇所		整備内容		「●整備基準」「○望ましい基準」の概要と適用							
階段	3. 1. 避難階以外の階に通ずる階段	① 有効幅員	● 120cm以上。（用途面積300㎡未満の建築物を除く。）手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。	◎ 150cm以上。（共同住宅等は140cm以上。）手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。	●◎	●◎	●◎	●◎ (主要な階段)	●◎ (主要な階段)	●◎	●◎
		② 段の構造	—	◎ けあげ16cm以下、踏面を30cm以上。	●◎	●◎	●◎	◎ (主要な階段)	◎ (主要な階段)	●◎	●◎
		③ 手すり	● 手すりを設置。	◎ 両側に手すりを設置。	●◎	●◎	●◎	●◎ (主要な階段)	●◎ (主要な階段)	●◎	●◎
		④ 回り段の回避	● 主要な階段は回り段以外の構造。（困難な場合を除く。）	◎ 主要な階段は回り段以外の構造。	●◎	●◎	●◎	●◎ (主要な階段)	●◎ (主要な階段)	●◎	●◎
		⑤ 表面の仕上げ	● 粗面又は滑りにくい材料。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎ (主要な階段)	●◎ (主要な階段)	●◎	●◎
		⑥ 識別性	● 踏面端部とその周囲の部分と大きな明度差をつける等、段を容易に識別でき、かつ段鼻の突き出しがないこと等によるつまずきにくい構造。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎ (主要な階段)	●◎ (主要な階段)	●◎	●◎
		⑦ 注意喚起用床材	● 上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎ (主要な階段)		●◎	●◎
昇降機	4. 1. エレベーター（設置義務）	① 設置義務	● 当該階において提供されるサービス又は販売されるものを、容易に享受又は、購入できる措置を講じる場合は、適応されない。	◎ 避難階以外に停止するエレベーターを設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		②	—	◎ 最低1機は望ましい基準を満たす構造で、かつ主要な廊下等に近接して設置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		③	—	◎ 望ましい基準適合等以外は整備基準準拠。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4. 2. エレベーター（構造）	① かごの奥行き	● 内法135cm以上。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		② かごの平面形状	● かごの幅は内法で140cm以上。車いすの転回に支障のない形状。（学校（特別支援学校を除く）、共同住宅等、事務所及び工場においてかご正面壁に鏡を設置する場合は除く。）	◎ かごの幅は内法で160cm以上。車いすの転回に支障のない形状。（共同住宅等においてトランク付きのかごを設置する場合は140cm以上。）	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		③ かご内の表示装置	● かご内にかごの停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		④ 乗降ロビーの表示装置	● 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		⑤ かご内の音声装置	● かご内に、かごの到着階及び戸の開閉を音声により知らせる装置を設置。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎		●◎	●◎
		⑥ かご及び昇降路の出入口の有効幅員	● それぞれ80cm以上。	◎ それぞれ90cm以上。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		⑦ かご内及び乗降ロビーの制御装置	● 車いす使用者が利用しやすい位置に設置。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎
		⑧	● 上記以外は視覚障害者が円滑に操作できる構造。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎		●◎	●◎
⑨ 乗降ロビーの構造	● 高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法150cm以上。	◎ 高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法180cm以上。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎		
⑩ 乗降ロビーの音声装置	● かごの昇降方向を知らせる音声装置を設置。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎		●◎	●◎		
⑪ 標示	● 乗降ロビー又はその付近に高齢者、障害者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎ (整備基準は階が5層以上のもの)	●◎	●◎		
便所	5. 1. 福祉型便房	① 設置義務	● 建築物ごとに福祉型便房のある便所を最低1カ所設置。（男女の区分がある場合はそれぞれ最低1カ所）	◎ 段ごとに福祉型便房を当該階の便房総数の2%以上設置。（当該階の便房総数200超の場合は1%+2以上）	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		②	—	◎ 福祉型便房のない便所並びに腰掛け便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		③ 内部障害者等への配慮	● 1以上の福祉型便房には人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。	◎ 次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備及び介護ベッド（長さ1.2m以上で大人のおむつ交換ができるもの）を設けた福祉型便房を最低1ヶ所（男女の区分がある場合はそれぞれ1以上）設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。 (1) フラッシュバルブ式汚物流し (2) 給湯設備 (3) 荷物置き棚その他の設備 (4) 水石けん入れ (5) 紙巻器 (6) 汚物入れ (7) 2以上の衣服を掛けるための金具等	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)		●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (50㎡以上)
		④ 出入口の有効幅員	● 福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は80cm以上。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		⑤ 戸の構造	● 福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。かつその前後に高低差なし。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		⑥ 標示	● 出入口又はその付近に福祉型便房である旨を標示。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎

条例対象施設（まちづくり施設・建築物）																共通事項	
7-1	7-2	8	9	10	11	12	13-1	13-2	14	15-1	15-2	16	17	18	19		20
医療施設	医療施設	娯楽施設	集会施設	展示施設	宿泊施設	飲食遊興施設	サービス施設	サービス施設	物品販売店舗	スポーツ・遊技施設	スポーツ・遊技施設	公衆浴場	一般公共用自動車車庫	共同住宅等	事務所		工場
病院	7-1以外	映画館等	集会所等	展示場	ホテル等	飲食店等	銀行	13-1以外	百貨店等	スポーツ施設	15-1以外						
用途面積300㎡以上						用途面積1,000㎡以上						用途面積2,000㎡以上					
「●整備基準」「◎望ましい基準」の概要と適用																	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	●◎ (主要な階下)	●◎ (主要な階下)	●◎ (主要な階下)	※整備基準は、用途面積が300㎡未満の建築物は除く。
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎	※避難階以外の階を有する建築物に適用。 ※車いす使用駐車施設のみは除く。 ※整備基準は用途面積2,000㎡未満を除く。
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎	◎	※整備基準は用途面積2,000㎡未満の避難階の階を除く。
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎	◎	※整備基準は用途面積2,000㎡未満の避難階の階を除く。
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎	◎	※望ましい基準は車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用しない。
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	◎	◎	◎		
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	●◎ (2,000㎡以上)	◎	◎	◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	

本表は、まちづくり施設別に適用される基準を確認できるように作成した早見表です。

基準の詳細な内容については、規則及び解説のページをご参照ください。

条例対象施設（まちづくり施設・建築物）						
1	2	3-1	3-2	3-3	5	6
社会福祉施設	官公庁施設	教育文化施設その1	教育文化施設その2	教育文化施設その3	地下鉄・公共用歩廊	公衆便所
	郵便局等	3-2, 3以外	特別支援学校	3-2を除く学校		

届出対象規模（特定まちづくり施設）→

面積に関係なくすべてのもの

整備箇所	整備内容			「●整備基準」「◎望ましい基準」の概要と適用									
5.2. 男子用小便器	①	設置義務	● 建築物ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	◎	階ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	5.3. 乳幼児用設備	①	設置義務	● ベビーチェア等乳幼児を座らせる設備を設けた便所を最低1カ所以上。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
		②		● ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1以上。(ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は適用しない。)	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	③	標示	● ベビーチェア、ベビーベッド等設備を設けた便所及び便所出入口又はその付近にその旨を標示。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎		
6.1. 車いす使用者用駐車施設及び建物出入口等への経路となる通路	①	設置義務	● 車いす使用者用駐車施設を最低1カ所設置。	◎	車いす使用者用駐車施設を駐車台数の総数の2%以上(当該駐車台数の総数200超の場合は1%+2以上)設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	②	設置位置	● 車いす使用者用駐車施設は、建物出入口等への経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	③	幅	● 車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	④	表示	● 車いす使用者用駐車施設に車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	⑤	建物出入口等への通路の構造	● 車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の整備基準に準拠。	◎	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の望ましい基準に準拠。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
7.1. 敷地内通路等（全般）	①	表面の仕上げ	● 粗面又は滑りにくい材料。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	②	段の構造	● 建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす構造。	◎	建築物の階段の、有効幅員・段・手すり・回り段・表面・識別性に関する望ましい基準を満たす構造。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	7.2. 建物出入口と道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ経路となる通路等	①	幅員	● 120cm以上。	◎	180cm以上。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎
		②	車いすの転回スペース	● 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設置。	—		●	●	●	●	●	●	●
	③	高低差がある場合	● 敷地内通路に設ける場合の整備基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	◎	敷地内通路に設ける場合の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	④	排水溝の蓋	● 上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	◎	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
7.3. 建物出入口と道等を結ぶ経路となる通路等（全般）	①	視覚障害者の誘導	● 視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	②	注意喚起用床材	● 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路および段の上端付近の敷地内通路及び踊場に、注意喚起用床材を敷設。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	③	排水溝の蓋	● 上記整備基準を満たす通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	◎	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
7.4. 敷地内通路等に設ける傾斜路及び踊場	①	有効幅員	● 120cm以上。(段併設の場合は90cm以上。)	◎	150cm以上。(段併設の場合は120cm以上。)	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	②	勾配	● 1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	◎	1/15以下。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	③	踊場	● 傾斜路の高さが75cmを超える場合は高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	④		—	◎	傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	⑤	手すり	● 傾斜路には手すりを設置。	◎	傾斜路には両側に手すりを設置。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	⑥	裏面の仕上げ	● 粗面又は滑りにくい材料。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	⑦	識別性	● 傾斜路は踊場及び接する敷地内通路の色と大きな明度差をつける。	◎	同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	

条例対象施設（まちづくり施設・建築物）																共通事項		
7-1	7-2	8	9	10	11	12	13-1	13-2	14	15-1	15-2	16	17	18	19		20	
医療施設	医療施設	娯楽施設	集会施設	展示施設	宿泊施設	飲食遊興施設	サービス施設	サービス施設	物品販売店舗	スポーツ・遊技施設	スポーツ・遊技施設	公衆浴場	一般公共用自動車庫	共同住宅等	事務所		工場	
病院	7-1以外	映画館等	集会所等	展示場	ホテル等	飲食店等	銀行	13-1以外	百貨店等	スポーツ施設	15-1以外							
用途面積300㎡以上									用途面積1,000㎡以上				用途面積2,000㎡以上					
「●整備基準」「◎望ましい基準」の概要と適用																		
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎ (2,000㎡以上)							●◎ (2,000㎡以上)		●◎ (2,000㎡以上)									
●◎ (2,000㎡以上)							●◎ (2,000㎡以上)		●◎ (2,000㎡以上)									
●◎ (2,000㎡以上)							●◎ (2,000㎡以上)		●◎ (2,000㎡以上)									
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	

本表は、まちづくり施設別に適用される基準を確認できるように作成した早見表です。

基準の詳細な内容については、規則及び解説のページをご参照ください。

条例対象施設（まちづくり施設・建築物）

1	2	3-1	3-2	3-3	5	6
社会福祉施設	官公庁施設	教育文化施設その1	教育文化施設その2	教育文化施設その3	地下鉄・公共用歩廊	公衆便所
	郵便局等	3-2, 3以外	特別支援学校	3-2を除く学校		

届出対象規模（特定まちづくり施設）→

面積に関係なくすべてのもの

整備箇所	整備内容				「●整備基準」「○望ましい基準」の概要と適用								
車いす使用者用客室	① 設置義務	● 用途面積2,000㎡以上かつ客室総数50以上の宿泊施設には、車いす使用者用客室を1以上設置すること。	◎ 宿泊施設には、客室総数の2%以上（客室総数が200を超える場合は1%+2以上）の車いす使用者客室を設置すること。										
	② 出入口の有効幅員	● 80cm以上。	◎ 同左。										
	③ 出入口の戸の構造	● 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、その前後に高低差なし。	◎ 同左。										
	④ 空間の確保	● 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保	◎ 同左。										
	⑤ 便所の出入口の有効幅員	● 80cm以上。	◎ 同左。										
	⑥ 便所の出入口の戸の構造	● 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。	◎ 同左。										
	⑦ 浴室内の配置	● 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。	◎ 同左。										
	⑧ 浴室内空間の確保	● 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。	◎ 同左。										
	⑨ 浴室出入口の有効幅員	● 80cm以上。	◎ 同左。										
	⑩ 浴室の出入口の戸の構造	● 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。	◎ 同左。										
	⑪ 浴室内床面の仕上げ	● 濡れても滑りにくい材料	◎ 同左。										
条例附置施設	9.1. 浴室等	① 配置	—	◎ 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	② 空間の確保	—	◎ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	③ 出入口の有効幅員	—	◎ 80cm以上。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	④ 戸の構造	—	◎ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	⑤ 床面の仕上げ	—	◎ 濡れても滑りにくい材料。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
9.2. 観覧席及び客室	① 設置義務	● 車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に最低1カ所設置。	◎ 車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に2カ所（観覧席総数が400超の場合は2カ所+超過200席までごとに1カ所加算（上限20））以上設置。										
	② 客席スペース	● 1席あたり、幅85cm以上、奥行き110cm以上。	◎ 1席あたり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。										
	③ 床面の仕上げ	● 水平とし表面は粗面又は滑りにくい材料。	◎ 同左。										
	④ 転落防止措置	● 転落防止ストッパー等を設置。	◎ 同左。										
	⑤ 有効幅員	● 出入口との経路となる通路の幅員は120cm以上。	◎ 同左。										
9.3. 授乳及びおむつ替えの場所	① 設置義務	—	◎ 授乳及びおむつ替えのできる場所を設置。		◎ (2,000㎡以上)								
	② 配置	—	◎ ベビーベッド、いす等を適切に配置。		◎ (2,000㎡以上)								
	③ 標示	—	◎ 出入口付近にその旨を標示。		◎ (2,000㎡以上)								
10.1. 手すり	① 形状	● 太さは外径3～4cm程度とし、両端は下方又は壁方向に曲げる。	◎ 同左。	●●	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	② 誘導設備	—	◎ 両端・わん曲部等に、現在位置・方向・行き先等を点字表示。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	③ 水平部分	—	◎ 傾斜路及び階段の手すりの両端は45cm以上の水平部分を設置。（構造上やむを得ない場合を除く。）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10.2. 公衆電話	① 操作部分の高さ	● 最低1機はダイヤル及びプッシュボタンが高さ90～100cmとなるよう設置。	◎ 同左	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
10.3. 公衆ファックス	① 設置義務	—	◎ 最低1機は公衆ファックスを設置。		◎ (2,000㎡以上)								
10.4. 視覚障害者用床材	① 識別性	● 原則として黄色。これによりがたい場合は周囲の床材と明度差又は輝度差の大きい色。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
	② 標準形状	● 大きさは30cm角とし、形状はJIS T9251に適合するものを標準。	◎ 同左。	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	
10.5. カウンター等	① 高さ	—	◎ 高さ70cm程度。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	② 下部空間	—	◎ 車いす使用者に配慮し、下部に高さ60～65cm、奥行き45cm程度の空間を確保。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10.6. 水飲み器	① 高さ等	—	◎ 飲み口の高さは70～80cmとし、車いすの肘掛が入る空間を確保。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	② 給水栓	—	◎ 自動感知式、ボタン式又はレバー式。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	③ 近づきやすい空間	—	◎ 車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10.7. 点滅型誘導灯等	① 聴覚障害者への配慮	—	◎ 誘導灯などの設置場所のうち聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に光等による非常警報装置及び点滅誘導音声装置付誘導灯を設置。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

条例対象施設（まちづくり施設・建築物）																	共通事項
7-1	7-2	8	9	10	11	12	13-1	13-2	14	15-1	15-2	16	17	18	19	20	
医療施設	医療施設	娯楽施設	集会施設	展示施設	宿泊施設	飲食遊興施設	サービス施設	サービス施設	物品販売店舗	スポーツ・遊技施設	スポーツ・遊技施設	公衆浴場	一般公共用自動車庫	共同住宅等	事務所	工場	
病院	7-1以外	映画館等	集会所等	展示場	ホテル等	飲食店等	銀行	13-1以外	百貨店等	スポーツ施設	15-1以外						
用途面積300㎡以上									用途面積1,000㎡以上				用途面積2,000㎡以上				
「●整備基準」「○望ましい基準」の概要と適用																	
					●○												
					●○												
					●○												
					●○												
					●○												
					●○												
					●○												
					●○												
					●○												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		●○	●○							●○							
		●○	●○							●○							
		●○	●○							●○							
		●○	●○							●○							
		●○	●○							●○							
○ (2,000㎡以上)									○ (2,000㎡以上)		○ (2,000㎡以上)						
○ (2,000㎡以上)									○ (2,000㎡以上)		○ (2,000㎡以上)						
○ (2,000㎡以上)									○ (2,000㎡以上)		○ (2,000㎡以上)						
●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	
○ (2,000㎡以上)					○ (2,000㎡以上)				○ (2,000㎡以上)								
●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○					
●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※不特定かつ多数の利用する浴室又はシャワー室を設ける場合は、1以上設置。（男女の区分がある場合はそれぞれ最低1カ所）

※2機以上の公衆電話を設ける場合に適用される。

※カウンター・電話台・テーブルを設ける場合の、それぞれ最低1カ所に適用される。

※水飲み器を設ける場合の最低1カ所に適用される。

2. 3. 解説ページの見方

【インデックス等】

細目次やチェックリスト
(3.1.3) に対応するイン
デックスとしてご利用くだ
さい。

【条例規則との対応】

条例施行規則との対応を示して
います。
整備基準……………整 1 項一号
望ましい基準…望 1 項一号

2. 3. 整備基準等の解説

【1. 建築物】

1. 出入口

1. 建物出入口

2. 駐車場に通ずる出入口

別表第 4
整 1 項一号
望 1 項一号

【基本的な考え方】

この項目について、どのよ
うな観点から整理すればよ
いか、基本的な考え方をま
とめています。

1. 建築物
1. 出入口

基本的な考え方

建築物の主要な出入口や、車いす使用者用駐車施設のある駐車場に通ずる出入口は、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に通過できるように整備する必要があります。施設の利用者が必ず通過する部分であり、有効幅が広く、段差を設けないことが原則です。また、扉の開閉方法についての配慮が必要で
す。

解説表

● 直接地上へ通ずる出入口（建物出入口）、車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口そ
れぞれ最低 1 力所は整備基準を満たすこと。
◎ 望ましい基準は、同基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	80cm以上。	90cm以上。（建物出入口は、最低1力所を120cm以上。）
② 戸を設ける場合の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	120cm以上の建物出入口のうち、最低1力所は自動開閉とする。その他は同左。
③ 段差の解消	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。

【解説表】

基準をわかりやすく見やす
く解説した表です。

○：整備基準及び望ましい基準
●：整備基準
◎：望ましい基準

【解説】◆印

基準を定めるにあたって検
討した考え方や採用した寸
法の捉え方など、できるだ
け分かりやすい言葉で解説
しています。

解説

- ◆ 「車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば百貨店の地下や屋上に当該駐車場がある場合に、百貨店から当該駐車場部分へ通じる出入口のことです。
- ◆ 「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
- ◆ 「90cm」とは、車いすですぐ通過しやすい幅です。
- ◆ 「120cm」とは、車いすですぐ通行しやすく、人が横向きになれば車いすですぐすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- ◆ 「出入口の有効幅員」とは、実際に通過可能な寸法であり、引き戸であれば戸の引き残しを、開き戸であれば戸の厚み分を建具枠の内法寸法より差し引いた寸法となります。
- ◆ 「車いす使用者が円滑に通過できる構造」とは、例えば回転戸や開けるときの強い力がある開き戸など、車いす使用者が通過できない構造以外のものが該当します。親子ドア及び両開きドアは、片側のみ有効幅員となります。
- ◆ 戸に自閉装置を設ける場合には、戸を開けるときの強い力がいらないよう、また、戸が閉まるまでの時間を比較的長く設定するなどの配慮が必要です。
- ◆ 戸の把手は開閉を容易にするために、レバーハンドルや棒状のものなどを用いることが望まれます。
- ◆ 「前後に高低差がないこと」とは、戸の前後に車いすの待機のための水平スペースを確保し、また、円滑に通過できるようにするための配慮です。
- ◆ 「車いす使用者の通過に支障となる段差」は、敷居の段差をなくすことを規定しています。例えば段差が1cm程度で丸みを持たせた場合などは該当しませんが、真にやむを得ない場合でも2cm以下の丸みのある段差として仕上げる必要があります。

【参考】◇印

手引書の作成にあたって
お伺いした高齢者や障害者
の方々の意見をはじめとし
て、条例に規定はしていな
いものの、施設整備にあ
たり重要な考え方や方向性
など参考とすべき内容を該
当するページに記載してい
ます。

2.3. 整備基準等の解説

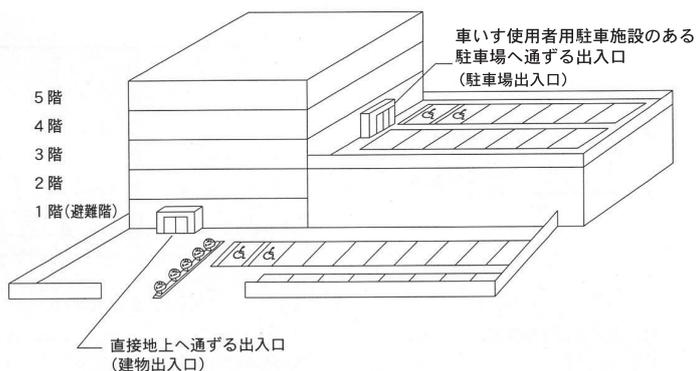
《整備基準の解説》

- ◆建物出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口それぞれに対して、整備内容①～③を満たす出入口を、最低1カ所は設置することを求めています。

《望ましい基準の解説》

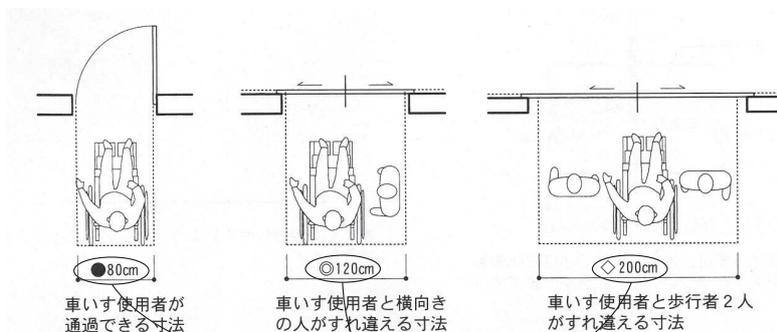
- ◆基本的にすべての建物出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口に対して、整備内容を満たすことを求めています。特に建物出入口に対しては、最低1カ所は有効幅員120cm以上の自動ドアとすることを求めています。ただし、建物出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口が近接して複数設けられている場合は、そのうち最低1カ所に対して、当該整備①～③を行うこととしています。

【直接地上へ通ずる出入口と駐車場へ通ずる出入口の関係】



1. 建築物
1. 出入口

【出入口の有効幅員の考え方】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

25

【イラスト】

イラスト内の寸法近くに付した印は、左ページの解説表に対応して、それぞれ以下の内容を示します。

●：整備基準

◎：望ましい基準

◇印：基準として定めていないものの、具体の整備において採用されることの多いもの（参考寸法等）